

# 低所得子育て世帯に対する生活支援 給付金（子ども1人あたり5万円）のご案内

- 物価高騰による負担増を踏まえ、低所得子育て世帯に対し、給付金（子ども1人あたり5万円）を支給します。

## 給付金の支給額

支給対象世帯の18歳以下の  
子ども1人あたり **5万円**

※平成17年4月2日以降に生まれた子ども

## 支給対象世帯と申請手続き

### 支給対象世帯

基準日（令和5年12月1日）において豊岡市に住民登録があり以下の①または②のいずれかに該当する世帯

①住民税非課税世帯

②住民税均等割のみ課税世帯

### 申請手続き

支給予定通知書が届きます  
（手続き不要）

※一部右記の②の手続きが必要な場合があります

価格高騰生活支援給付金（7万円）を支給した口座へ振込みます。振込口座を変更する場合は手続きが必要になりますので、裏面のお問い合わせ先まで連絡ください。

詳しくは裏面「I」へ

確認書が届きます  
（返送手続きが必要）

※一部申請が必要な場合があります

基準日（令和5年12月1日）において豊岡市に住民登録のある世帯の世帯主へ確認書が届きます。

確認書（申請書）提出期限  
**令和6年6月28日（金）※消印有効**



詳しくは裏面「II」へ

支給対象世帯や支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 住民税非課税世帯 ※1

※1 住民税非課税世帯とは、世帯員全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯を言います。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯の場合は除きます。

- 対象となる世帯には、豊岡市から、給付内容や振込日が書かれた支給予定通知書が届きます。
- 振込口座等に変更がなければ**手続きは不要です**。振込口座を変更する場合は手続きが必要になりますので、給付金担当窓口まで連絡ください。

## II 住民税均等割のみ課税世帯 ※2

※2 住民税均等割のみ課税世帯とは、令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている者だけで構成されている世帯、または均等割のみ課税されている者と非課税者で構成されている世帯を言います。ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯の場合は除きます。

- 支給対象世帯には、豊岡市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して不備なく記入し、返信用封筒で**返信してください**。

### 【確認・注意事項】

- ①記載された給付金の振込口座番号に誤りが無いこと
- ②世帯主氏名、確認日（記入日）及び連絡先を記入すること
- ③本人確認書類（マイナンバーカード等）と振込先の口座確認書類（通帳等）のコピーを添付すること
- ④住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないことなど



## III 注意事項

- 下記の場合は支給対象となりますが、別途手続きが必要となりますので給付金担当窓口まで連絡下さい。
  - ① 世帯内に令和5年12月2日以降に生まれた子ども（新生児）がいる。
  - ② 単身で寮に入っているなど、住民票が別で生計が同一である18歳以下の子どもがいる。
- 住民票を移さずに施設入所している場合など、基準日（令和5年12月1日）において**扶養していない（生計を同一にしていない）子どもは支給対象となりません**。

## お問い合わせ

豊岡市社会福祉課 給付金担当窓口（コールセンター）

**TEL:0796-21-9005**

**FAX:0796-24-4516**

受付時間 平日9:00~17:00